

## 振込規定（新旧対比表）

改定前	改定後
<p>2. [振込の依頼]</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。</p> <p>① (変更なし)</p> <p>②1 回あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。</p> <p>4. [振込通知の発信]</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による<u>電信扱いの振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。</u></p>	<p>2. [振込の依頼]</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。</p> <p>① (変更なし)</p> <p>②1 回あたりおよび<u>1日あたり</u>の振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。</p> <p>4. [振込通知の発信]</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による<u>振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関・受取人の口座状況等により、依頼日の翌日以降に振込通知を発信することがあります。</u></p> <p>(3) <u>当行が振込通知を発信しても、振込先の金融機関・受取人の口座状況等により、入金が翌日以降となる場合があります。</u></p> <p>(以下を追加)</p> <p><u>15. [外国政府等において重要な公的地位にある方等の該当有無]</u></p> <p><u>お客さままたは法人の実質的支配者が、次の(1)に定める「外国政府等において重要な公的地位にある方等」に該当する場合は、当行本支店の窓口まで申し出てください。該当する場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、本人確認書類のご提示等をお願いする場合があります。</u></p> <p><u>(1)「外国政府等において重要な公的地位にある方等」とは、以下の方をいいます。</u></p> <p><u>①外国政府等において重要な公的地位にある方</u></p> <p><u>・国家元首</u></p>

改定前	改定後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>わが国における内閣総理大臣、その他の国务大臣及び副大臣に相当する職</u></li> <li>・ <u>わが国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職</u></li> <li>・ <u>わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職</u></li> <li>・ <u>わが国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職</u></li> <li>・ <u>わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職</u></li> <li>・ <u>中央銀行の役員</u></li> <li>・ <u>予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員</u></li> <li>② <u>過去に上記①であった方</u></li> <li>③ <u>上記①または上記②に掲げる方の親族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、ならびにこれらの方以外の配偶者の父母および子）</u></li> </ul> <p><u>（２）法人の実質的支配者は次に該当する個人をいいます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>資本多数決法人〔株式会社（上場会社を除く）、有限会社、投資法人、特定目的会社等〕</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. <u>25%を超える議決権を直接または間接的に有する個人（資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合を除く）</u></li> <li>b. <u>上記 a に該当する個人がない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人</u></li> <li>c. <u>上記 b に該当する個人がない場合は、法人を代表し、その業務を執行する個人</u></li> </ul> </li> </ul>

改定前	改定後
	<p><u>(注) 1. 50%を超える議決権を直接または間接的に有する個人がいる場合は、当該個人が実質的支配者となる。</u></p> <p><u>2. 間接保有とは、ある法人の議決権を 50%超保有している個人がいた場合、当該個人はこの法人の有している議決権も保有しているものとみなされ、このような保有状態を指す。</u></p> <p><u>3. 実質的支配者が国等（国・地公体・上場会社）やその子会社の場合は「個人」と見なす。</u></p> <p><u>②資本多数決法人以外の法人（一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、合名会社、合資会社、合同会社等）</u></p> <p><u>a. 法人の事業から生ずる収益もしくは当該事業に係る財産の総額の 25%を超える収益の配当もしくは財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人（注1）、または出資、融資、取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響を有すると認められる個人</u></p> <p><u>b. 上記 a に該当する個人がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する個人</u></p> <p><u>(注) 1. 当該個人が法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有しないことが明らかな場合を除く。また、50%を超える収益または財産の分配を受ける権利を有している個人がいる場合は、当該個人が実質的支配者となる。</u></p> <p><u>2. 実質的支配者が国等（国・地公体・上場会社）やその子会社の場合は「個人」と見なす。</u></p>